

災害時の法律相談等に関する協定書

浦安市（以下「甲」という。）と千葉県弁護士会（以下「乙」という。）は、浦安市域で災害対策基本法（昭和36年法第223号）第2条1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合において、乙が被災者支援のために実施する市民又は甲からの法律相談その他の災害時における住民生活の確保を目的とする各種法的支援活動（以下「法律相談等」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（要請の手続）

第1条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し、文書により法律相談等の実施を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（法律相談等の実施）

第2条 甲が乙に対して、前条に定める要請をした場合、又は乙が甲に対して、法律相談等の実施の申入れをした場合、甲と乙は、協議の上で、当該法律相談等の実施を速やかに決定する。

（法律相談等の実施場所等）

第3条 前条に定める法律相談等の開催場所、開催期間、実施方法等の細目は、甲乙協議の上で、乙において決定するものとし、甲は会場の確保や広報等、法律相談等の円滑かつ適切な実施に必要な措置を取るよう努めるものとする。

（費用の負担）

第4条 乙は、法律相談等の実施に係る費用については、原則として乙が負担することとし、甲に対して負担を求めない。ただし、災害の規模、法律相談等の実施期間、実施の回数、内容等を勘案の上で、乙の負担とすることが不相当となった場合には、甲乙協議の上で、甲も一部負担することとする。

（損害賠償）

第5条 乙は、法律相談等によって、乙の責任に基づく損害賠償責任が発生した場合には、乙が加入する賠償保険により補償を行うこととし、甲に対して、その負担を求めない。

（平時の協議等）

第6条 甲及び乙は、第1条から第3条までに定める活動を適切かつ円滑に実施することを目的として、平時において必要に応じて継続的に協議を行うものとし、あわせて前記活動に必要な準備を行うものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年8月3日

甲 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市
浦安市長 内田悦嗣

乙 千葉市中央区中央4丁目13番9号
千葉県弁護士会
会長 拝師徳彦